特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	健康増進事業に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横瀬町は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	健康管理システム（健康増進事業）では、事務の一部を外部委託先事業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。

評価実施機関名

横瀬町長

公表日

令和8年9月24日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	健康増進法の規定に則り 各種検(健)診等についての情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・健康増進法による健康増進事業の実施対象者把握及び記録管理に係る事務
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア

2. 特定個人情報ファイル名
健診対象者ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表111の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・情報照会の根拠 番号法第19条8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)　第2条　表139項、第141条 ・情報提供の根拠 番号法第19条8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)　第2条　表139項、第141条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康子育て課
②所属長の役職名	健康子育て課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課　埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地　電話:0494-25-0111(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康子育て課　埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地　電話:0494-25-0110

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託　　[　　]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）　　[○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続　　[　　]接続しない（入手）　　[　　]接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務担当者が担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。アクセス制御手順については、システム部門による許可制を採っており、システム部門で設定を行うフローを確立している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、上記と同様の対策を採っており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐づけ、事務に必要のない情報との紐づけが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月7日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点		
令和3年5月7日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点		
令和4年4月1日	５．評価実施機関における担当部署	健康づくり課 健康づくり課長	健康子育て課 健康子育て課長		
令和4年4月1日	８．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康づくり課　　埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬４５４５番地　　電話：0494-25-0111（代表）	健康子育て課　　埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬４５４５番地　　電話：0494-25-0110		
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点		
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点		
令和5年4月1日	Ⅱ－1．対象人数	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ－2．取扱者数	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ－②事務の概要	健康増進法の規定に則り 成人検診情報の管理、統計報告資料作成、	健康増進法の規定に則り 各種検（健）診等についての情報の管理、統計	事後	検（健）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業の
令和6年4月1日	Ⅰ－4,①実施の有無	実施しない	実施する	事後	検（健）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業の
令和6年4月1日	Ⅰ－4,②法令上の根拠	記載なし	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号、別表第二 百二の二	事後	検（健）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業の
令和6年4月1日	Ⅱ－1．対象人数	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年4月1日	Ⅱ－2．取扱者数	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	しきい値を再確認したため
令和6年4月1日	Ⅳ－6,情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない	接続	事後	検（健）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業の
令和6年4月1日	Ⅳ－6, 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事後	検（健）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業の
令和6年4月1日	Ⅳ－6, 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	記載なし	十分である	事後	検（健）診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業の
令和7年2月1日	Ⅰ－3,個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一の76の項 行政手続における特定の個人を識別するため	番号法第9条第1項、別表第一の１１１の項 行政手続における特定の個人を識別するため		
令和7年2月1日	Ⅱ－1．対象人数	令和6年4月1日　時点	令和７年２月１日　時点		
令和7年2月1日	Ⅱ－2．取扱者数	令和6年4月1日　時点	令和７年２月１日　時点		
令和7年2月1日	Ⅰ－3．法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の76の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条			
令和7年2月1日	4情報提供ネットワークシステムによるデータ連係	（情報照会の根拠） 番号法第19条第8号、別表第二 百二の二及び内閣府・総務省令 第七号 第五十条 （情報提供の根拠） 番号法第19条第8号、別表第二 百二の二及び内閣府・総務省令 第七号 第五十条	・情報照会の根拠 番号法第19条8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号） 第2条　表139項、第141条 ・情報提供の根拠 番号法第19条8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号） 第2条　表139項　第141条	事後	